

株 主 各 位

大阪市中央区安土町三丁目5番12号

内外トランスライン株式会社

代表取締役社長 常 多 晃

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成29年3月23日（木曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 安土の間

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第37期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ntl-naigai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀金融政策により景気は緩やかな回復傾向が続いているものの、アジア新興国等の経済減速や英国のEU離脱問題など世界経済の不確実性の高まりもあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

また、当社業績に大きな影響を及ぼすわが国の貿易実績に関しては、当連結会計年度において、貿易収支は6年ぶりの黒字となりました。これは原油安等により、輸入総額が対前年比で大きく減少したことが影響しております。輸出においては、当社グループの主力地域である中国、アジア向けが前年を下回って推移しており（財務省貿易統計）、当社業績に大きな影響を及ぼしております。

このような状況の下、当社グループは、韓国・釜山新港において建設を進めておりました物流倉庫が平成28年9月30日に竣工いたしました。主力の海上混載貨物事業に活用するほか、多様なサービスを行い事業拡大を推進してまいります。当該倉庫は平成28年11月より営業を開始しております。

一方、当社グループの業績につきましては、2014～2016年度中期経営計画の最終年度となる当連結会計年度において、その経営方針に沿って努力してまいりましたが、主力の輸出混載輸送売上が対前年比で数量・金額とも下回って推移し、輸出フルコンテナ輸送売上や航空輸送売上においても前連結会計年度を下回りました。

以上により、当連結会計年度の連結売上高は19,979百万円（前連結会計年度比11.8%減）、営業利益は1,309百万円（同17.0%減）、経常利益は1,333百万円（同15.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は438百万円（同56.4%減）と、売上高、利益とも前連結会計年度を下回りました。

② セグメント別概況

(日 本)

日本における国際貨物輸送事業につきましては、輸出混載輸送を主力としております。当連結会計年度における売上高は、単体の輸出売上が混載輸送及びフルコンテナ輸送双方で苦戦し、輸入売上及び国内子会社も減収となり

前連結会計年度を下回りました。

この結果、売上高は13,635百万円（前連結会計年度比11.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は827百万円（同2.7%減）と減収減益となりました。

（海 外）

当社グループはアジア地域及び米国に連結子会社10社を有しており、これらの海外子会社では日本からの貨物の取扱が主な売上高となります。また、うち2社は当連結会計年度より営業を開始しております。中国の経済減速、アジア新興諸国の成長鈍化、日本発貨物の減少等により、各社が総じて売上、利益とも低調に推移いたしました。

この結果、売上高は6,343百万円（前連結会計年度比13.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）は507百万円（同32.7%減）と、減収減益となりました。

【2014～2016年度中期経営計画の総括】

当社グループは、創業以来当社が基軸としてきた混載輸送の競争力を維持しながら、名実ともに国際総合フレイトフォワーダーへと着実に変革していくことを目標とする2014年度から2016年度に至る中期経営計画に取り組んでまいりました。

結果、2015年3月には東京証券取引所市場第一部銘柄指定を受け、一段ステージアップできたのをはじめ、2015年11月には、香港と中国・深圳を結ぶ新拠点として、深圳に内外特浪速国際貨運代理（深圳）有限公司を設立し、今後のASEAN諸国との物流の拡大をにらんだ拠点を展開いたしました。

また、2016年11月には、韓国・釜山に建設を進めていた内外銀山ロジスティクス株式会社の倉庫事業について営業を開始するなど、2014～2016年度中期経営計画については、最終年度において売上高、利益とも数値目標を達成できませんでしたが、国際総合フレイトフォワーダーへ向けての基礎固めができました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,273百万円であり、その主なものは、内外銀山ロジスティクス株式会社の倉庫建築費用等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に釜山における倉庫建設設備投資を目的として、長期借入金600百万円、短期借入金900百万円を調達いたしました。なお、当連結会計年度末における当該借入金残高は、長期借入金500百万円であります。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 他の会社の株式の取得

該当事項はありません。

② 新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

(対処すべき課題)

今後の当社グループを取り巻く経営環境を展望すると、わが国経済は、2016年末以来、円高から一転円安へと転じたことにより企業収益が回復に向かい、低迷が続く個人消費も緩やかに持ち直すなど、景気は徐々に回復に向かうものと見込まれます。当社業績に影響の大きいわが国貿易においても、2016年末には、輸出金額が対前年比でプラスに転じるなど、わが国経済への影響も徐々に追風となって表れております。

しかしながら、トランプ政権の発足以来、米国の経済政策は不透明さを増しており、欧州等で台頭する保護主義の動き等と合わせ、世界経済はますます混迷を深めることとなりました。

このように、当社グループをとりまく経営環境は依然として厳しいものと予測されますが、このたび、2017年から2019年に至る「第3次中期経営計画」を策定しており、国際総合フレイトフォワーダーとしての確立をめざす取組みを強化し、業容の拡大並びに売上と利益の拡大を図ってまいります。

(第3次中期経営計画の概要)

当社グループがめざすもの

当社グループは、輸出入混載輸送事業を通じて培った幅広い信用と貨物輸送のスキルとリソースを最大限に活かして、国際総合フレイトフォワーダーとして数年内に売上高300億円を達成し、さらにその先には500億円規模の物流企業としての地位を展望しております。

その目標に向けて第3次中期経営計画を策定し、グループの総力を挙げてその達成に取り組んでおります。

グループ基本方針

1. 単体事業

単体事業では、混載輸送事業をサービスの骨格とし、豊富な既存顧客をベースに、自社通関、国内外フォワーディングを取込んだ営業活動を強化し、取扱数量の拡大による売上増とコストの低減による利益の増加を図ります。

2. 国内グループ会社事業

- (1) 国内グループ会社事業では、フライングフィッシュ株式会社を中心とするフォワーディング事業に最大限の経営資源を投入し、フォワーディング事業の中核会社としてその事業領域を拡大し、混載輸送事業に並ぶ新しい事業の柱に育てます。

- (2) 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンは、引き続き着実な収益事業体として航空輸送事業及び通関事業等を拡大し、より一層の収益向上をめざします。

3. 海外グループ会社事業

- (1) 2016年11月に営業を開始した内外銀山ロジスティクス株式会社の自社倉庫事業をグループ全社でサポートし、業容の拡大と早期の黒字化をめざします。
- (2) 海外グループ各社の地域特性や事業特性に応じた経営体制を確立し、きめ細かな戦略と迅速な意思決定とにより大幅な収益増を図ります。
- (3) 既存海外代理店との連携強化と、新規代理店の開拓とにより、共に収益拡大が可能なパートナーシップ関係の構築へと繋げます。

4. 人材の育成

将来を担う優れた人財を育成するため、人事制度をはじめ、より働きがいのある環境作りを進めます。また、個々の能力を高め、多様性を重んじることで、組織目標を共有した強いグループ集団を創り上げます。

5. 株主還元

当社の重要政策である株主還元については、安定的配当を実施するための収益確保に努め、配当性向30%を目標に取組みます。

以上、上記諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	16,796,618	20,094,846	22,657,638	19,979,142
経 常 利 益 (千円)	1,204,615	1,207,665	1,568,848	1,333,124
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	729,693	216,283	1,005,945	438,585
1株当たり当期純利益 (円)	137.81	20.22	94.72	45.23
総 資 産 額 (千円)	8,980,297	9,166,832	8,863,807	9,393,710
純 資 産 額 (千円)	6,625,486	6,977,606	6,786,262	6,856,034
1株当たり純資産額 (円)	1,227.50	643.94	664.32	664.35

(注) 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。平成26年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.	20万 シンガポールドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND)CO.,LTD. (注2)	800万バーツ	49.0%	国際貨物輸送事業
PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	20万米ドル	100.0% (5.0)	国際貨物輸送事業
上海内外特浪速運輸 代理有限公司	100万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC.	190万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA)CO.,LTD.	3億ウォン	100.0%	国際貨物輸送事業
内外特浪速運輸代理(香港) 有限公司	800万香港ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	1,750,060 インドルピー	100.0% (44.9)	国際貨物輸送事業
株式会社ユーシーアイ エアフレイトジャパン	5,000万円	100.0%	国際貨物輸送事業
フライングフィッシュ 株式会社 (注3)	9,500万円	100.0%	国際複合一貫輸送 事業
内外銀山ロジスティクス 株式会社 (注4)	110億ウォン	70.0%	倉庫事業
内外特浪速国際貨運代理 (深圳) 有限公司	550万人民元	100.0% (100.0)	国際貨物輸送事業

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有比率であります。

2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

3. 平成29年1月17日に開催した当社取締役会において、フライングフィッシュ株式会社の財務体質改善を目的に、同社の募集株式6,000株を募集株式総数引受契約によって引受ける増資と、同時に減資を実施することを決議しております。なお、効力発生日は増資、減資ともに平成29年3月13日を予定しております。

4. 平成28年3月25日付で資本金を110億ウォンへ増資いたしました。

(8) 主要な事業内容

当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(9) 主要な事業所

① 当社

国 内 本 社 大阪市中央区
 支 店 東京、名古屋、神戸、横浜
 営 業 所 福岡

② 子会社等

国 内 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン
 フライングフィッシュ株式会社
海 外 上海内外特浪速運輸代理有限公司（中国）
 NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED（インド）
 （上記のほか、アジア及びアメリカに8社があります。）

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
565名	1 名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト1名・派遣社員40名）は除いております。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	23,940千円

(注) 当社及びNTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDにおける借入であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,697,012株
(自己株式1,000,988株を除く。)

(3) 株主数 14,054名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
合同会社エーエスティ	2,121	21.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	384	3.97
内外トランスライン従業員持株会	383	3.95
株式会社みずほ銀行	280	2.89
株式会社ときわそば	250	2.58
戸田 徹	239	2.47
日章トランス株式会社	232	2.39
トランコム株式会社	220	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	188	1.95
常多 晃	150	1.55

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
一単位当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	戸田 徹	
代表取締役社長	常多 晃	
専務取締役	大川 友子	
取締役	田中 俊光	
取締役	三根 英樹	経営企画部長
取締役	戸田 幸子	
取締役	太田 達雄	
取締役	武井 眞哉	
取締役	伊藤 嘉章	イマジニアリング株式会社 社外監査役
常勤監査役	長谷川 豊	
監査役	川崎 裕朗	
監査役	三木 一男	

- (注) 1. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川崎裕朗氏並びに三木一男氏は、社外監査役であります。
3. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏、監査役川崎裕朗氏並びに三木一男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 平成28年3月25日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤達朗氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

取締役の報酬等は株主総会で決定された取締役報酬枠内で、会社業績、世間水準、社員給与とのバランス及び担当、役務、権限と責任を考慮して取締役会で策定し、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決定された監査役報酬枠内で、監査役の協議にて決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	
取締役	9名	169,140千円	(うち社外 2名 11,036千円)
監査役	4名	12,400千円	(うち社外 2名 5,051千円)
合 計	13名	181,541千円	

(注) 取締役及び監査役の報酬は、第26期定時株主総会（平成18年3月17日）において、年間報酬総額を取締役300,000千円以内、監査役30,000千円以内と決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役伊藤嘉章氏は、イマジニアリング株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	武井 眞哉	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、経営者としての経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
取締役	伊藤 嘉章	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、主に公認会計士としての専門的な知識と監査法人での経験を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	川崎 裕朗	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には21回中21回出席し、主に国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	三木 一男	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には21回中21回出席し、主に出身分野である金融機関で培われた見識を活かし、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 32,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD、NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.及び内外銀山ロジスティクス株式会社は、Ernst&Youngグループの現地監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月間（平成28年1月1日から平成28年3月31日）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務処理を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は当社及び当社の子会社（以下「子会社」という。）における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
 - ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、人事総務部が周知徹底のための活動を行う。
 - ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談口（内部通報ヘルプライン）」を設置する。
 - ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行った上で、取締役会に付議する。

4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ② 各部門の現場責任者による事業推進会議を毎月定時取締役会の翌営業日に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。
- ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

- 5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。
各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。
当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
 - ② 将来、監査役の補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査役に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供する。

8 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、取締役会、監査役会、事業推進会議、リスク管理委員会等の適切な開催及び内部監査や子会社への指導等により、上記の業務の適正を確保するための体制の運用に取組み、適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,615,124	流 動 負 債	1,639,510
現 金 及 び 預 金	4,496,637	買 掛 金	985,360
売 掛 金	1,670,696	短 期 借 入 金	23,940
貯 蔵 品	5,985	未 払 費 用	191,683
繰 延 税 金 資 産	47,191	未 払 法 人 税 等	247,641
そ の 他	405,633	賞 与 引 当 金	12,223
貸 倒 引 当 金	△11,020	そ の 他	178,661
固 定 資 産	2,778,585	固 定 負 債	898,165
有形固定資産	1,909,143	長 期 借 入 金	500,000
建 物 及 び 構 築 物	1,370,363	長 期 未 払 金	80,750
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	74,490	繰 延 税 金 負 債	32,329
土 地	373,709	退 職 給 付 に 係 る 負 債	243,342
そ の 他	90,580	そ の 他	41,743
無形固定資産	203,432	負 債 合 計	2,537,675
の れ ん	141,710	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	38,162	株 主 資 本	6,276,569
そ の 他	23,560	資 本 金	243,937
投資その他の資産	666,009	資 本 剰 余 金	233,937
投 資 有 価 証 券	167,853	利 益 剰 余 金	6,819,221
差 入 保 証 金	247,204	自 己 株 式	△1,020,526
保 険 積 立 金	126,929	その他の包括利益累計額	165,618
長 期 未 収 入 金	316,171	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,770
繰 延 税 金 資 産	54,368	為 替 換 算 調 整 勘 定	142,583
そ の 他	69,653	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,735
貸 倒 引 当 金	△316,171	非支配株主持分	413,846
資 産 合 計	9,393,710	純 資 産 合 計	6,856,034
		負 債 純 資 産 合 計	9,393,710

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,979,142
売上原価		14,234,448
売上総利益		5,744,693
販売費及び一般管理費		4,435,496
営業利益		1,309,197
営業外収益		
受取利息	21,264	
受取配当金	4,315	
不動産賃貸料	27,265	
その他	15,704	68,549
営業外費用		
支払利息	6,982	
不動産賃貸費用	4,873	
支払手数料	21,432	
為替差損	9,133	
その他	2,200	44,622
経常利益		1,333,124
特別利益		
固定資産売却益	243	243
特別損失		
固定資産除売却損	679	
施設利用会員権評価損	4,200	
のれん減損損失	460,881	465,760
税金等調整前当期純利益		867,606
法人税、住民税及び事業税	449,667	
法人税等調整額	△21,495	428,172
当期純利益		439,434
非支配株主に帰属する当期純利益		848
親会社株主に帰属する当期純利益		438,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年 1 月 1 日から）
（平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年 1 月 1 日残高	243,937	233,937	6,623,061	△1,020,467	6,080,468
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△242,425	－	△242,425
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	438,585	－	438,585
自己株式の取得	－	－	－	△58	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	196,159	△58	196,100
平成28年12月31日残高	243,937	233,937	6,819,221	△1,020,526	6,276,569

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成28年 1 月 1 日残高	37,653	323,596	283	361,533	344,261	6,786,262
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△242,425
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	438,585
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,882	△181,013	△3,018	△195,914	69,585	△126,329
当期変動額合計	△11,882	△181,013	△3,018	△195,914	69,585	69,771
平成28年12月31日残高	25,770	142,583	△2,735	165,618	413,846	6,856,034

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.

NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD.

PT.NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA

上海内外特浪速運輸代理有限公司

NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.

NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.

内外特浪速運輸代理(香港)有限公司

NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED

株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン

フライングフィッシュ株式会社

内外銀山ロジスティクス株式会社

内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司

(注) グローバルマリタイム株式会社は、平成28年4月に当社が吸収合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

2. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
有形固定資産その他	1～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定期間で均等償却を行っており、金額的に重要性のない場合は発生時の費用とすることとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部を除く連結子会社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から年金資産による支給見込額を控除した金額を計上しております。

なお、連結子会社のうち1社においては、退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

⑤（分類４）に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(追加情報)

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、当連結会計年度末の一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,140千円減少し、法人税等調整額が3,734千円、その他有価証券評価差額金が594千円それぞれ増加しております。

（厚生年金基金の解散について）

当社が加入しております「大阪港厚生年金基金」（以下、同基金という）は、平成28年7月22日開催の臨時代議員会において解散を決議し、厚生労働大臣に対して解散認可の申請を行い、平成28年9月26日付で解散が認可されました。同基金は、国に代わって支給することとなっている代行給付部分を満たす純資産を保有しているため、同基金の解散が当社の業績に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	391,672千円
2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	10,698,000	－	－	10,698,000
自己株式				
普通株式（株）	1,000,930	58	－	1,000,988

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株買取による増加 58株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	96,970	10.00	平成27年12月31日	平成28年3月28日
平成28年7月29日 取締役会	普通株式	145,455	15.00	平成28年6月30日	平成28年9月5日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	145,455	利益剰余金	15.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については親会社が一括管理する方針をとっております。基本的には「資産運用基準」に則り、原則として、安全かつ確実に効率のよい投資対象に対してのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。また資金調達においては、原則として親会社での一元管理・調達の方針で、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券と株式等でありますが、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。また、外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権管理基準に従い、営業債権の担当執行役員を与信管理責任者とする体制の下、営業部門は取引先毎に未収入金の回収管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部門においては、回収動向を常にチェックし、都度営業部門に対して、助言、督促を徹底しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもの及び市場性ある証券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。また、当社は有価証券の購入に際し、金融資産運用に社内牽制機能を持たせるため、「金融資産運営審査チーム」が事前に審査しております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの外貨建て営業債権債務及び金融債権債務等については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、親会社で一元管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、金融商品の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握した時価を有価証券管理明細で代表取締役及び担当取締役へ報告しております。

デリバティブ取引については、主に為替予約取引のみで、その他のデリバティブ取引については経理規程においてその取扱が制限されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め親会社で資金の一元管理を実施しており、各社の事業計画及びその後の実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理しております。また、親会社では、機動的に対応できる貸出コミットメント契約を締結しており、流動性リスクを回避する体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,496,637	4,496,637	—
(2) 売掛金	1,670,696	1,670,696	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	139,755	139,755	—
(4) 買掛金	(985,360)	(985,360)	—
(5) 短期借入金	(23,940)	(23,940)	—
(6) 長期借入金	(500,000)	(500,000)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期借入金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	28,097

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	4,496,637	—	—
売掛金	1,670,696	—	—
合計	6,167,333	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市に賃貸用駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産にかかる賃貸損益は18,432千円であります。なお、賃貸収益は営業外収益（不動産賃貸料）に、賃貸費用は営業外費用（不動産賃貸費用）に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
350,773	242,092

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2 時価の算定方法

連結決算日における時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	664円35銭
2. 1株当たり当期純利益	45円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

子会社に対する増資及び減資

平成29年1月17日開催の当社取締役会において、当社連結子会社フライングフィッシュ株式会社の債務超過の解消により財務体質を健全化し再スタートを図るため、平成29年3月13日を効力発生日とする同社の増資及び減資を同時に実施することを承認しております。

なお、当該増資及び減資の内容の詳細については、フライングフィッシュ株式会社の株主総会及び取締役会の決議を経て下記のとおり決定しております。

また、当該増資及び減資による平成29年度連結業績へ与える影響はありません。

増資する子会社の概要

1. 商号 フライングフィッシュ株式会社
2. 所在地 東京都中央区
3. 代表者 代表取締役社長 小嶋 佳宏
4. 資本金 95百万円
5. 事業の内容 国際複合一貫輸送事業

増資及び減資の内容

① 増資

増加する資本金の額 300百万円

増加する資本準備金の額 300百万円

募集株式6,000株（普通株式）は、フライングフィッシュ株式会社と当社との間の募集株式総数引受契約により 当社がすべて引受けます。

② 減資

減少する資本金の額 295百万円（効力発生後資本金 100百万円）

減少する資本準備金の額 300百万円（効力発生後資本準備金 0円）

増資及び減資の効力発生日

平成29年3月13日

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,499,428	流 動 負 債	934,621
現 金 及 び 預 金	1,769,039	買 掛 金	619,040
売 掛 金	554,020	未 払 費 用	104,505
前 払 費 用	68,074	未 払 法 人 税 等	161,000
繰 延 税 金 資 産	16,132	預 り 金	39,339
そ の 他	92,162	そ の 他	10,736
固 定 資 産	3,676,114	固 定 負 債	752,235
有形固定資産	392,921	長 期 未 払 金	80,750
建 物	15,324	長 期 借 入 金	500,000
車 両 運 搬 具	11,672	退 職 給 付 引 当 金	145,473
工具、器具及び備品	15,151	資 産 除 去 債 務	26,011
土 地	350,773	負 債 合 計	1,686,857
無形固定資産	24,695	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	21,678	株 主 資 本	4,462,915
そ の 他	3,017	資 本 金	243,937
投資その他の資産	3,258,496	資 本 剰 余 金	233,937
投 資 有 価 証 券	167,853	資 本 準 備 金	233,937
関 係 会 社 株 式	1,561,705	利 益 剰 余 金	5,005,567
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,329,225	利 益 準 備 金	2,500
差 入 保 証 金	144,929	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,003,067
保 険 積 立 金	126,929	別 途 積 立 金	4,300,000
施 設 利 用 会 員 権	23,834	繰 越 利 益 剰 余 金	703,067
長 期 未 収 入 金	3,406	自 己 株 式	△1,020,526
繰 延 税 金 資 産	40,789	評 価 ・ 換 算 差 額 等	25,770
そ の 他	34,229	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,770
貸 倒 引 当 金	△174,406	純 資 産 合 計	4,488,685
資 産 合 計	6,175,542	負 債 純 資 産 合 計	6,175,542

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,937,556
売上原価		6,948,766
売上総利益		2,988,789
販売費及び一般管理費		2,260,383
営業利益		728,406
営業外収益		
受取利息	9,952	
受取配当金	293,387	
不動産賃貸料	23,305	
その他	11,669	
営業外費用		
支払利息	3,298	
不動産賃貸費用	4,873	
支払手数料	8,957	
為替差損	17,463	
その他	1,813	
経常利益		338,314
特別利益		
固定資産売却益	186	
その他	9	
特別損失		
固定資産除売却損	38	
施設利用会員権評価損	4,200	
関係会社株式評価損	95,000	
貸倒引当金繰入額	171,000	
税引前当期純利益		270,238
法人税、住民税及び事業税	283,519	
法人税等調整額	△599	
当期純利益		760,273
		282,920
		477,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年 1 月 1 日から）
（平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成28年1月1日残高	243,937	233,937	2,500	3,900,000	868,140	△1,020,467	4,228,047
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△242,425	－	△242,425
別途積立金の積立	－	－	－	400,000	△400,000	－	－
当期純利益	－	－	－	－	477,352	－	477,352
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△58	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	400,000	△165,072	△58	234,868
平成28年12月31日残高	243,937	233,937	2,500	4,300,000	703,067	△1,020,526	4,462,915

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成28年 1 月 1 日残高	37,653	4,265,700
当期変動額		
剰余金の配当	—	△242,425
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	—	477,352
自己株式の取得	—	△58
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,882	△11,882
当期変動額合計	△11,882	222,985
平成28年12月31日残高	25,770	4,488,685

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～18年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 3～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除して計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響はありません。

(追加情報)

(厚生年金基金の解散について)

当社が加入しております「大阪港厚生年金基金」(以下、同基金という)は、平成28年7月22日開催の臨時代議員会において解散を決議し、厚生労働大臣に対して解散認可の申請を行い、平成28年9月26日付で解散が認可されました。同基金は、国に代わって支給することとなっている代行給付部分を満たす純資産を保有しているため、同基金の解散が当社の業績に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 105,062千円
2. 保証債務

下記の連結子会社の買掛金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

フライングフィッシュ株式会社	3,337千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	80,592千円
長期金銭債権	1,329,225千円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	137,923千円
5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	333,553千円
仕入高	753,746千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	9,573千円
受取配当金	289,267千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	1,000,930	58	－	1,000,988

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株買取による増加 58株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税等	10,426千円
未払費用	5,573千円
その他	132千円

繰延税金資産(流動)合計	16,132千円
--------------	----------

繰延税金資産

固定資産

退職給付引当金	69,224千円
貸倒引当金	53,368千円
関係会社株式評価損	268,909千円
投資有価証券評価損	31,367千円
施設利用会員権評価損	6,156千円
資産除去債務	7,959千円
その他	7,285千円

小計	444,271千円
----	-----------

評価性引当額	△391,051千円
--------	------------

繰延税金負債との相殺額	△12,430千円
-------------	-----------

繰延税金資産(固定)合計	40,789千円
--------------	----------

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,067千円
その他有価証券評価差額金	△11,362千円

小計	△12,430千円
----	-----------

繰延税金資産との相殺額	12,430千円
-------------	----------

繰延税金負債(固定)合計	－千円
--------------	-----

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、当事業年度末の一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,285千円減少し、法人税等調整額が3,879千円、その他有価証券評価差額金が594千円それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	直接 95.0% 間接 5.0%	役員の兼任 2 名	配当金の受取	97,223	—	—
子会社	上海内外特浪速運 輸代理有限公司	直接 100%	役員の兼任 2 名	配当金の受取	143,839	—	—
子会社	NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	直接 55.1% 間接 44.9%	役員の兼任 1 名	利息の受取	2,428	貸付金	291,225
子会社	フライングフィッ シュ株式会社	直接 100%	役員の兼任 3 名	貸付金の回収 利息の受取	50,000 2,053	貸付金	650,000
子会社	内外銀山ロジス ティクス株式会社	直接 70.0%	役員の兼任 1 名	資金の貸付 利息の受取 増資の引受	375,760 4,677 201,453	貸付金	388,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 462円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円23銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

連結注記表記載の内容と同一のため記載を省略しております。

（その他の注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田	博信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、月例で監査役会を開催し、情報の共有を図り、意見の交換を行うとともに、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、取締役会において定期的に担当の取締役から事業の状況の報告を受け、業務及び財産の状況を調査するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて説明を求めました。また、内部監査室から子会社に対して実施した監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月14日

内外トランスライン株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 豊 印

監 査 役 川崎 裕朗 印

監 査 役 三木 一男 印

(注) 監査役 川崎 裕朗、同 三木 一男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案して、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました第2四半期末（中間）配当15円を含め、1株につき30円となります。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額145,455,180円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	【再任】 戸 田 徹 (昭和17年3月21日)	昭和55年 5 月 内外 SHIPPING株式会社設立、代表取締役 昭和61年12月 内外トランスライン株式会社に社名変更、代表取締役 平成18年10月 当社代表取締役社長 平成19年 3 月 当社代表取締役社長執行役員 平成21年 3 月 当社代表取締役社長 平成25年 3 月 当社代表取締役会長 現在に至る	239,800株
		【取締役候補者の選任理由】 当社の創業者である戸田徹氏は、創業以来代表者として強いリーダーシップを発揮して長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。当社のさらなる企業価値向上のために重要な存在であり、引続き取締役候補者といいたしました。	
2	【再任】 つね だ あきら 常 多 晃 (昭和28年1月22日)	平成11年 8 月 当社入社、東京支店営業次長 平成13年 7 月 当社東京営業部長 平成15年 1 月 当社中国現地法人・上海内外環亜運輸代理有限公司（現社名上海内外特浪速運輸代理有限公司）総経理 平成18年 3 月 当社取締役 平成18年 4 月 当社取締役経営企画室長 平成19年 4 月 当社取締役執行役員海外管理部長 平成20年 4 月 当社取締役執行役員経営管理部長 平成21年 3 月 当社常務取締役 平成22年 3 月 当社専務取締役 平成23年 4 月 当社代表取締役専務 平成24年 3 月 当社代表取締役副社長 平成25年 3 月 当社代表取締役社長 現在に至る	150,300株
		【取締役候補者の選任理由】 常多晃氏は、大手物流会社での豊富な経験、国内外の物流に関する深い知見とグローバルな経営感覚を有しております。平成25年3月に当社代表取締役社長に就任以来、当社グループ全体を力強く牽引しており、引続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	【再任】 おお かわ とも こ 大 川 友 子 (昭和38年12月5日)	平成3年12月 当社入社 平成8年11月 当社業務部長 平成18年3月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員業務部長 平成20年4月 当社取締役執行役員 平成21年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役 平成24年3月 当社専務取締役 現在に至る	123,200株
	【取締役候補者の選任理由】 大川友子氏は、当社入社以来当社ビジネスの要のひとつである業務部門の発展に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績、業界全体への深い知見は、当社の経営と業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		
4	【再任】 た なか とし みつ 田 中 俊 光 (昭和28年11月21日)	平成17年7月 当社入社 平成18年4月 当社経理部長 平成21年3月 当社執行役員経理部長 平成22年3月 当社取締役執行役員経理部長 平成23年3月 当社取締役 現在に至る	51,300株
	【取締役候補者の選任理由】 田中俊光氏は、大手都市銀行での経験から金融、経済に精通し、当社入社以来その優れた知識を活かして、当社グループ全体の財務基盤の安定と経理部門強化に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		
5	【再任】 み ね ひで き 三 根 英 樹 (昭和29年10月22日)	平成13年8月 当社入社 平成17年10月 当社総務部長 平成21年3月 当社執行役員総務部長 平成22年3月 当社取締役執行役員総務部長 平成23年3月 当社取締役総合企画部長 平成24年3月 当社取締役経営企画部長 現在に至る	58,100株
	【取締役候補者の選任理由】 三根英樹氏は、当社入社以来管理部門の体制確立の重責を担い、総務部長、総合企画部長、経営企画部長を歴任し、幅広い知識、経験を活かして適切な経営管理とコーポレートガバナンスの実行に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	【再任】 戸 田 幸 子 (昭和45年9月29日)	平成11年10月 当社入社 平成17年4月 当社シンガポール現地法人・ NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.取締役 平成20年4月 当社東京総務部長 平成21年3月 当社執行役員東京総務部長 平成24年3月 当社取締役海外事業部長 平成26年4月 当社取締役 現在に至る	40,000株
	【取締役候補者の選任理由】 戸田幸子氏は、当社入社以来海外現地法人で豊富な経験を積み、海外代理店とも密接な関係を築き、当社の海外戦略及び海外現地法人経営管理に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		
7	【再任】 お お た たつ お 太 田 達 雄 (昭和24年2月7日)	平成18年5月 当社入社 平成20年4月 当社営業部長 平成21年3月 当社執行役員営業部長 平成23年4月 当社執行役員輸出営業部長 平成24年3月 当社取締役輸出営業部長 平成28年4月 当社取締役 現在に至る	7,400株
	【取締役候補者の選任理由】 太田達雄氏は、長年にわたる海運業界での豊富な経験を活かし、営業部門の責任者として当社の営業戦略を適切に遂行し業績拡大に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	【再任】【社外】 たけ い まさ や 武 井 真 哉 (昭和15年9月10日)	昭和39年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年4月 同社繊維グループ原料・資材部 門長 平成8年6月 同社取締役 平成10年4月 同社常務取締役 平成14年6月 同社取締役退任、同社顧問 平成15年6月 同社顧問退任、株式会社アイ・ ロジスティクス（現 伊藤忠ロジ スティクス株式会社）取締役社 長 平成18年6月 同社取締役社長退任、同社相談 役 平成19年6月 同社相談役退任 平成19年8月 株式会社ハマキョウレックス顧 問（非常勤） 平成21年6月 当社顧問（非常勤） 平成22年6月 株式会社ハマキョウレックス顧 問（非常勤）退任 平成24年9月 鈴江コーポレーション株式会社 顧問（非常勤） 平成27年3月 当社社外取締役 現在に至る	6,200株
【社外取締役候補者の選任理由】 武井真哉氏は、大手商社及び国際物流会社の経営者としての幅広い見識と豊富な海外経験を 活かして、経営全般について適宜助言、提言をされており、今後も独立した客観的な立 場から当社を監督していただくために、引続き社外取締役候補者といたしました。			
9	【再任】【社外】 い とう よし あき 伊 藤 嘉 章 (昭和28年6月20日)	昭和60年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有 限責任監査法人）入所 平成2年3月 公認会計士登録 平成13年7月 同所パートナー 平成20年7月 同所シニアパートナー 平成26年6月 同所退所 平成26年12月 イマジニアリング株式会社監査 役（社外）就任 平成27年3月 当社社外取締役 現在に至る	500株
【社外取締役候補者の選任理由】 伊藤嘉章氏は、公認会計士としての専門的な知識と監査法人での長年にわたる豊富な会計 監査及びIPO支援業務活動の経験を活かして、主に会計及びコーポレートガバナンスの観 点から適宜助言、提言をされており、今後も独立した客観的な立場から当社を監督してい ただくために、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外取締役 または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上 記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して おります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
4. 武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏はいずれも一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
ふじ い やす たか 藤 井 保 孝 (昭和25年11月12日)	昭和44年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成11年4月 同行鶴橋支店長 平成12年6月 同行東大阪BSP部長 平成14年12月 同行退行 平成15年4月 宝印刷株式会社入社 大阪支店営業部長 平成26年4月 同社顧問 平成27年11月 同社退社 現在に至る	一株
【補欠監査役候補者の選任理由】 藤井保孝氏は、金融、経済に精通した豊富な知識とディスクロージャー支援会社で培われたディスクロージャー全般にわたる優れた見識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤井保孝氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。藤井保孝氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

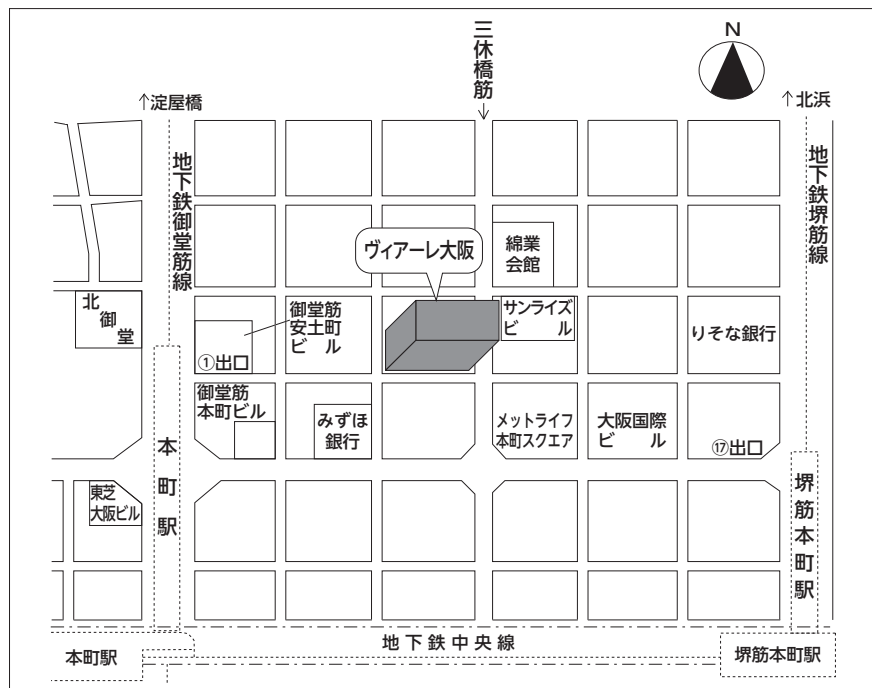
株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目 1 番 3 号

ヴィアール大阪 2 階

安土の間

(代表電話番号 06-4705-2411)



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口
東へ徒歩 3 分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩 5 分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。